

令和8年度 鹿沼市空き店舗等新規出店支援事業補助金

鹿沼市内の空き店舗等を活用し、
新たに小売業・飲食業・サービス業等の出店を行う方を支援する家賃補助事業です。

交付対象者



以下①～⑤の要件をすべて満たす事業者が対象です

- ① (1)鹿沼市特定創業支援事業に関する証明書を受け鹿沼市内で創業する方
(2)鹿沼市外から鹿沼市内に店舗を移転する方 } いずれか

※(2)は商工会法第2条に規定する商工業者であること、及び中小企業支援法第2条第1項第1号から3号までのいずれかに該当する中小企業者または第4号に該当する中小企業団体であること

- ② 鹿沼市内に法人登記（法人）または住民登録（個人事業主）をしている方
③ 不特定多数の顧客が訪問して対面で直接的に物品やサービスを購入したり、設備を利用するための建物や施設で、小売・飲食・サービス業等を行う方
④ 過去に同補助金の交付決定を受けていない方
⑤ 申請時において市税の滞納処分を受けていない方

【鹿沼市特定創業支援事業に関する証明書】

栃木県・栃木県よろず支援拠点・鹿沼商工会議所・栗野商工会にて既定の創業支援を受けた方へ発行されます

対象経費

- ・オープン月から1年間の店舗家賃（敷金、礼金その他これらに類するものを除く）の費用

補助額等

【補助率】店舗家賃の**2分の1**以内

【上限額】 創業者 } 店舗住所が都市機能誘導区域内 → **上限4万円/月**
移住者 } 店舗住所が都市機能誘導区域外 → **上限3万円/月**

※千円未満を切り捨てた額を予算の範囲内で交付します。



鹿沼市経済部産業振興課商工振興係（市役所5階7番窓口）

鹿沼市公式HP

0289-63-2182（土日祝日除く）

<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0655/info-0000008256-1.html>



申請・交付の流れ

…申請者

…市役所

01

申請

店舗オープン前に
提出書類を郵送
または持参

02

審査・交付決定

提出書類を審査
交付要件に満た
していれば交付
決定

03

事業開始

店舗営業開始

04

支払い

月々の家賃
支払いを行い
毎月の領収書を
受取っておく

05

実績報告・請求

市から郵送にて
届いた提出書類の
内容を確認し
返送または持参
(年度末頃郵送予定)

06

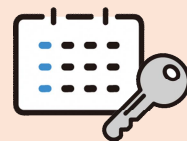
審査・交付確定

提出書類を審査。
交付要件に満た
していれば交付
確定

07

補助金交付

指定口座へ
交付確定額を
振込



申請必要書類

- 補助金等交付申請書（様式第1号）
- 補助事業等実施計画書（様式第2号）
- 補助事業等収支内訳書（様式第3号）
- 同意書兼宣誓書（様式第14号）
- 家賃等が確認できる賃貸借契約書の写し
- 当該空き店舗の現況写真（外観内観が分かるもの）
- 当該空き店舗の場所がわかる地図
- 資格の証明書、営業許可書、食品衛生責任者修了証書 等
- 登記事項全部証明書の写し（3か月以内に取得したもの）※法人のみ
- 鹿沼市特定創業等支援事業に関する証明書の写し ※創業者のみ
- 市外で事業を行っていたことが分かる書類

（個人事業の開業・廃業等届出書若しくは税務署に提出した直近の所得税の確定申告書
B第一表の写し又は履歴事項全部証明書若しくは法人設立届出書等）

※移転者のみ

ご不明な点は、
お気軽にご連絡ください



鹿沼市経済部産業振興課商工振興係（市役所5階7番窓口）

0289-63-2182（土日祝日除く）

<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0655/info-0000008256-1.html>

鹿沼市公式HP

